

令和 7 年度 年間監査等計画

監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を効率的かつ効果的に実施することができるよう、市川市監査基準第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり年間監査等計画を策定する。

第 1 実施方針

監査等は、次の点に留意して実施するものとする。

1 監査等の目的

市の事務の管理及び執行等について、法令に適合し、正確に行われ、並びに経済的、効率的及び効果的な実施を確保し、市民の福祉の増進に資するものとする。

2 監査等の方法

誤り、不正、事故等が発生する可能性の高い事項を重点的、かつ優先的に行うリスク・アプローチの手法を採用し、内部統制の整備状況及び運用状況を勘案して、効率的かつ効果的な監査等を実施する。

3 監査等の指導的機能

監査等を実施する過程において、監査等の対象組織に対し、必要に応じて是正又は改善を行うよう助言等を行い、指導的機能を発揮するよう努める。

第 2 重点項目

過去の監査結果、監査対象に係るリスク等を総合的に勘案し、次のとおり重点項目を設定する。なお、過年度の監査等における指摘事項等について、改善が図られているか再度検証を行う。

1 内部統制

事務事業ごとに、業務マニュアル、フローチャートを整備し、さらに事務が適正かつ効率的に行われているかを確認できる体制が整っているか検証する。

2 補助金の支出

根拠法令等に基づき適正に支出され、履行内容を確実に確認しているか検証する。

3 契約事務

契約方法の選択及び契約手続が適正に行われ、契約書どおりの履行がなされているか検証する。

4 債権管理

債権管理が適正に行われ、市民負担の公平性及び公正性を確保しているか検証する。

第3 実施予定の監査等の種類

本年度は次に掲げる監査等を、別紙「令和7年度年間スケジュール」のとおり実施し、対象、着眼点、時期、実施体制及び実施手続は、各監査等の実施計画で定める。

1 財務監査（地方自治法第199条第1項）

監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ正確に行われているかを主眼とする。また、最少の経費で最大の効果を挙げているかという観点から監査する。

2 行政監査（地方自治法第199条第2項）

事務の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から行われているかを主眼として、財務監査と併せて実施する。また、事務の執行が、適正かつ正確に行われているか、その組織及び運営が合理的であるかという観点から監査する。

3 工事監査（地方自治法第199条第1項）

工事の計画、設計、施工等が適正に行われているかという観点から監査する。

4 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査する。また、市の指導及び監督が適切に行われているかという観点から監査する。

5 決算審査（地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項）

決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査することに加え、予算の執行又は事業の経営が、経済的、効率的及び効果的に行われているかについて審査する。

6 基金運用状況審査（地方自治法第241条第5項）

土地開発基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

7 健全化判断比率等審査

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

8 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金の出納事務が適正に行われているか検査する。

第4 その他

年間監査等計画に定める監査等のほか、監査を実施する必要が生じた場合は、その都度、監査委員が協議し実施する。

令和7年度年間スケジュール

区 分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1 財務監査 (地方自治法第199条第1項)	第1期【8部32課相当2担当室1構想室】 ●危機管理室 ●総務部 ●福祉部 ●保健部 ●環境部 ●行徳支所 ●会計課 ●監査委員事務局 公表 次年度分資料依頼											
2 行政監査 (地方自治法第199条第2項) ※ 財務監査と併せて実施	第2期【3部17課相当】 ●こども部 ●教育振興部 ●学校教育部 ●市立学校(幼稚園) 資料依頼 公表											
3 工事監査 (地方自治法第199条第1項)	【監査実施】(予定)市川市北方地区公共下水道整備事業建設工事 公表											
4 財政援助団体等監査 (地方自治法第199条第7項)	資料依頼	【監査実施】(予定)市川市土地開発公社 公表										
5 決算審査 ◇一般・特別会計 (地方自治法第233条第2項) ◇下水道事業会計 (地方公営企業法第30条第2項)	資料依頼 【審査】 意見書提出 決算審査特別委員会 次年度年間監査等計画策定											
6 基金運用状況審査 (地方自治法第241条第5項)	資料依頼 【審査】 意見書提出											
7 健全化判断比率等審査 (地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第3条第1項、第22条第1項)	資料依頼 【審査】 意見書提出											
8 例月出納検査 (地方自治法第235条の2第1項) ※ 帳簿検査：検査日前10日間 ※ 翌月に議長・市長へ報告	【検査実施】											